

○平成二十九年国土交通省告示第二百四十五号(宅地建物取引業法施行規則第十五条の八第二項の規定に基づく国土交通大臣が定める基準)

(平成二十九年三月二十八日)

(国土交通省告示第二百四十五号)

宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)第十五条の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

宅地建物取引業法施行規則第十五条の八第二項の国土交通大臣が定める基準は、平成二十九年国土交通省告示第八十二号において定める既存住宅状況調査方法基準とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。